

2 地域づくりのメニュー

2-1 地域づくりメニューの支援対象等

地域づくりを支援する事業制度は、主に支援対象等に特徴があります。それぞれの地域特性や対象となる事業に応じて効果的に活用して下さい。



図表 2-1 地域づくりメニューの活用イメージ

図表 2-2 支援対象整理表

事業名	支援対象事業																
	ハード										ソフト						
	県管理道路	市町村管理道路	河川	公園	下水道	区画整理	市街地再開発	景観整備	鉄道・空港港湾	公共公益施設			その他 1	計画策定	懇談会・WS等	社会実験 2	イベント 3
駐車場										集会所・研修所	福祉関連施設						
元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業								1						2			
地域自立・活性化交付金								1						2			
地域づくり総合支援事業（サポート事業）																	
まちづくり交付金																	
地域住宅交付金																	
街なみ環境整備事業																	
地方の元気再生事業																	

凡例1) :各事業において支援の対象となるもの
 1:道路・河川等県管理施設に限る。
 2:道路・河川等の県管理施設に付属して整備する場合は実施可。

凡例2) 1 その他:遊歩道整備、交流広場整備、視点場整備 など
 2 社会実験:交通社会実験、施設利活用社会実験 など
 3 イベント:地域活性化に寄与する地域づくり活動

2-2 地域づくりメニューの適用段階

地域づくりを支援する事業制度は、適用できる時期に特徴があります。それぞれの地域特性や対象となる事業に応じて効果的に活用して下さい。

図表 2-3 地域づくりメニューの適用段階

事業名	事業実施主体	適用時期		
		きっかけづくり	計画策定	事業実施
元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業	県(建設事務所)	→	→	→
地域自立・活性化交付金	県(建設事務所)			→
地域づくり総合支援事業（サポート事業）	民間団体/市町村等	→	→	→
まちづくり交付金	市町村			→
地域住宅交付金	県(建設事務所)/市町村			→
街なみ環境整備事業	市町村		→	→
地方の元気再生事業	民間団体/地方公共団体	(ソフト中心) →	→	

きっかけづくり：まちづくりの気運を高める契機とする、フォーラム・セミナー、懇談会、事例視察、ワークショップ等を開催する段階。

計画策定：事業実施に先立ち必要となる事業計画等を策定する段階。

事業実施：ハード・ソフトを含めて、交付金・補助金等を受けて事業を実施する段階。

2-3 地域づくりメニュー概要

地域づくりを支援する事業制度には、「元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業（県）」や「まちづくり交付金（国）」をはじめとして、国や県において様々なものがあります。ここでは、地域づくりを支援する主立った事業制度の特徴・概要を紹介します。それぞれの地域特性に応じて効果的に活用して下さい。

元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業

概 要

県民が主役となり地域の歴史や文化などの地域資源を活用し、持続的成長が可能な個性と魅力ある美しい地域づくりや、交流人口の拡大に結びつく施策を各主体の役割分担のもと、ソフト・ハード両面から推進する事業

対象事業

ハード事業

道路、河川等、福島県土木部が所管する公共的な事業が対象

ソフト事業

事業を展開するにあたり必要となる事業で、まちづくりプラン策定やワークショップ運営、まちづくりに関連する社会実験や各種調査等が対象

特 徴

地域関係者（市町村、団体、住民等）と連携しながら計画を策定

ソフト・ハード事業を各主体の役割分担を明確にして総合的・横断的に取り組む

主 体：県

期 間：計画に定める期間（概ね3年～5年）

交付等：

地域自立・活性化交付金

概 要

広い範囲で人や物の流れを活発にすることを通じて地域を活性化することを目的に、地域の活性化に必要な広範囲な基盤整備と自由な発想による基幹事業と一体で行われるソフト事業等を効率的に実施するための制度

対象事業

都道府県が実施する国土交通省所管の幅広い基盤整備事業（基幹事業）が対象

【道路、鉄道、空港、港湾、都市公園、下水道、河川、土地区画整理、市街地再開発、等】

都道府県の自由な発意によるソフト事業等（提案事業）が対象

特 徴

既存の補助割合等にとらわれずに各事業別に自由に充当が可能

ソフト事業等により、柔軟に民間への支援・協働が可能

主 体：県

期 間：計画に定める期間（概ね3年～5年）

交付等：交付率概ね45%

地域づくり総合支援事業(サポート事業):一般枠

概要

県民が主役となる個性と魅力ある地域づくりを推進していくために、民間団体や市町村等が行う地域振興の取り組みを支援する事業

対象事業

地域づくり団体等が地域の課題を踏まえ、地域の特性を活かして行う広域的な視点に配慮された事業や先駆的な事業が対象

対象事業費の下限：ソフト事業は50万円、ハード事業は100万円

補助限度額：500万円(民間団体)、700万円(市町村)

特徴

特に、過疎地域、特定中山間地域及び地域再生計画に係る事業に手厚い措置がある

明確な事業計画のある発展的な事業等では3か年を限度に継続が認められることがある

主体：民間団体/市町村等

期間：原則1年

交付等：補助率2/3以内(特定過疎地域は3/4以内)

地域づくり総合支援事業(サポート事業):過疎・中山間地域コミュニティ再生支援枠

概要

住民自らが主体的に住みよい地域づくりに取り組む機運を高め、集落機能の低下がみられる過疎・中山間地域の地域コミュニティの再生を図ることを目的に、働く場の創出や伝統文化の継承、都市との交流等による活性化につなげる事業

対象事業

地域の再生に関する計画づくり

地域住民が集まり、地域の再生・活性化のために十分な話し合いを行い、計画を策定する事業で、先進地視察経費(宿泊代、食事代は除く)や講師の謝礼費、研修受講経費、話し合い時のお茶代(酒代、食事代は除く)等が対象

地域の再生に関する事業

単なる維持修繕は除き、地域の再生、活性化に関する事業全般(事業に必要な物品購入費、印刷製本費、アドバイザーへの謝金、広告費、委託料、工事請負費等)が補象

対象事業費の下限：ソフト事業は25万円、ハード事業は500万円

補助限度額：30万円、500万円(地域コミュニティ組織等)、700万円(市町村等)

特徴

特に、過疎・中山間地域でのソフト事業支援に重点を置いた事業

地方振興局長が必要と判断した場合は、補助限度額等を超えることが可能

主体：過疎・中山間地域の行政区/自治会/町内会等/市町村

期間：原則1年

交付等：補助率10/10以内、4/5以内

まちづくり交付金

概 要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを支援し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度

対象事業

都市再生整備計画に位置づけられた、まちづくりに必要な幅広い施設等を対象
道路、公園、下水道、河川、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業 等
高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業

特 徴

まちづくりに必要となる社会資本整備を基幹事業とし、それに提案事業を付加
市町村が「都市再生整備計画」を策定

主 体：市町村

期 間：計画に定める期間（概ね3年～5年）

交付等：交付率概ね40%

地域住宅交付金

概 要

公営住宅建設事業等の既存の補助金を一つの交付金にまとめ、地方公共団体が自由に相互に使えるよう使い勝手を向上させ、地域の実情に応じて独自に実施しようとする取組みを支援し、総合的な住宅政策を推進する制度。地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金

対象事業

計画に基づく公的賃貸住宅等の整備、これに関連する公共施設等の整備に関する事業
等が対象

基幹事業

公営住宅建設等事業、密集住宅市街地整備事業、都心共同住宅供給事業、優良建築物
等整備事業、およびこれらに関連する住宅市街地基盤整備事業

提案事業

地方公共団体の提案に基づく地域の住宅政策の実施に必要な事業等が対象です（他の
補助事業等により補助等を受けているものを除く）。また、施設整備については基幹事
業と関連して行われるものに限る

例：住宅相談・住情報提供、移転費助成、民間住宅の耐震改修・建替え、
公営住宅等の整備と一体的に行われる社会福祉施設等の整備 等

特 徴

「まちづくり交付金」と異なり、特に地域の住宅政策に必要な事業に対して支援
県または市町村が「地域住宅計画」を策定

主 体：県（建設事務所）/市町村

期 間：計画に定める期間（概ね5年）

交付等：交付率概ね45%

街なみ環境整備事業

概 要

地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図ることを目的に、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う事業
対象事業

市町村等が「街なみ環境整備方針」を策定の後、地区住民は「まちづくり協定」を締結し、市町村等が「街なみ環境整備事業計画」を策定

主な事業（補助率）

協議会活動助成事業（間接 1/2）：勉強会、資料収集、コンサルタント派遣等
整備方針策定事業（直接 1/2）：現況調査、物件等調査、整備方針策定等
街並み整備事業（直接 1/2）：事業計画策定、地区施設整備、地区防災施設、生活環境施設、空家住宅等除却、その他国土交通大臣が必要と認める事業
街並み整備助成事業（間接 1/3）：門・塀・樹木等の移設、分筆登記、修景施設整備、共同施設整備 等

特 徴

地区内の協議会組織の活動や、地区住民が行う修景に対する助成

「街なみ環境整備方針」・「街なみ環境整備事業計画」の策定や地区施設整備にも対応

主 体：市町村

期 間：計画に定める期間（概ね3年～5年）

交付等：補助率 1/2～1/3

地方の元気再生事業

概 要

地方の実情に応じた生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化に道筋をつけることを目的に、地方再生の取組を進める上で鍵となるプロジェクトの立ち上がり段階からソフト分野を中心に集中的に支援を行う事業

対象事業

地域活性化に係るプロジェクトの熟度を高めるためのいわば立ち上がり段階における先進的・総合的な取組を公募し、支援を行うもので、取組テーマに限定はなく、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を提案することが可能

特 徴

地域活性化戦略チームの検討・助言を経て、公募による企画から支援対象プロジェクトが選定

ソフト分野を中心に、まちづくりに限定しないで広い範囲の提案がとりあげられます。

主 体：民間団体/地方公共団体

期 間：単年度（～平成22年度まで）

交付等：国費 100%